

ID: 662

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	協定の認定の取消し		
法令名 根拠条項	集落地域整備法施行令 第11条第3項		
法令番号	昭和63年政令第25号		
【基準】 政令第11条第3項の規定による。 (協定の変更等) 第11条 3 市町村長は、次に掲げる場合には、法第8条第1項の認定を取り消すことができる。 (1) 協定の内容が法第8条第4項の規定に違反するもの又は法第9条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合 (2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日